

## 第3章 計画の概要

### 1 計画の基本理念・基本目標

#### ■基本理念

## 子どもの笑顔があふれるまち

内閣府の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、乳幼児期を子どもが他者への基本的信頼感を醸成し、基本的な生きる力を獲得する重要な時期ととらえています。そして、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとしながらも、一人一人の子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することは社会全体の責任であると記されています。

本市においても、公立・私立の幼稚園と保育園（所）関係者が一堂に会して検討した「津山市における幼児教育の理念と展望」[P.38 参照]の中で、関係者は、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭に置かなければならないことを明示しました。そして、すべての子どもが健康な心と体を育み、自信をもって他者との信頼の中に生きること、また、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそがれる環境を、父母その他の保護者、地域の大人及び幼児教育に携わる人々が連携して創出・維持することを目標として掲げています。

一方で、子育てを取り巻く状況としては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、保護者の子育てに対する精神的・身体的負担や不安、孤立感が高まっています。さらには、両親の就労形態の多様化や長引く景気低迷により、時間的にも経済的にもゆとりのある子育てが難しくなっているほか、児童虐待に関する相談件数の全国的な増加や、子どもの貧困問題が新たな社会問題となるなど、子どもと子育て家庭に対する支援ニーズが多様化する中、保護者自身も自己肯定感をもちながら子どもと接することのできる環境を、地域や関係機関、事業者を含めた市全体で整備していくことが必要です。

こうした状況を踏まえ、本計画の基本理念を「子どもの笑顔があふれるまち」と定めます。「子どもの笑顔」には、子ども一人一人が十分な愛情や教育を受けて健やかな心身を育み、自信や優しさをもちながら他者と信頼関係が築ける子どもに育ててほしいという願いや、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような環境を実現させたいという思いが込められています。

### ■基本目標①（子どもの育ち）

## 子どもが笑顔で育つまちづくり

すべての子どもたちが、その自主性や個性が尊重され、健やかに成長していけるよう、「子どもの育ち」に視点を置いた取組を行います。

一人一人の子どもが健康を保ちながら、乳幼児期・学童期に様々な学習や体験を通じて豊かな学びを得るとともに、幼児教育・保育の質の確保や放課後の居場所づくり、障害のある子どもへの支援を充実させることや不登校等により特別な援助を必要とする子どもなどへの支援を行うことで、本市に暮らすすべての子どもが笑顔で育つまちづくりをめざします。

### ■基本目標②（子育て家庭）

## 楽しく子育てできるまちづくり

すべての子育て家庭が、精神的にも時間的にもゆとりをもって子どもと過ごし、親自身も保護者として成長していけるよう、「子育て家庭」に視点を置いた取組を行います。

妊産婦の健康の確保や多様な就労形態に対応した幼児教育・保育、子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、支援内容についての情報提供や子育て家庭同士の交流の場、相談のできる場づくりを進めます。また、ひとり親家庭等への自立支援、経済的困難を抱える家庭への支援、児童虐待の防止対策を行うことで、いきいきと安心して子育てを楽しめるまちづくりをめざします。

### ■基本目標③（地域力づくり）

## 子ども・子育てを支える地域力づくり

子どもたちが、幅広い世代の地域住民との交流を通じて人間的に成長するとともに、子育て家庭が周囲と助け合ったり、地域からの支援を受けたりしながら子育てを行えるよう、「地域力づくり」に視点を置いた取組を行います。

子どもたちが豊かな自然や文化、スポーツを通して身近な大人や子ども同士で交流できる場を提供するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する職場の理解促進や、子育てに協力できる地域の人材や団体を確保・養成するなど、子ども自身の成長や家庭の子育てを支える地域力づくりをめざします。

## 津山市における幼児教育の理念と展望

幼児期の教育の大切さは、いかなる時代と社会においても説かれる普遍的な事象です。津山市においても、時代の推移と社会の変化に対応してきましたが、これまで公立と私立それぞれの幼稚園と保育所（園）の関係者が、幼児教育の制度や保育の内容と方法の改善・改革等を主題として一堂に会したことはありませんでした。津山市幼児教育検討委員会が設置されたいま、公・私・幼・保のそれぞれが重ねてきた経験と実績を今後の改善・改革に資すべきであるという願いのもと、私たちは、ここにあらためて津山市における幼児教育の理念を掲げ、理念が切り開く未来を展望しようとするものです。

\*\*\*\*\*

私たちは、幼児教育とは「人生の最初期である幼児期の教育」のことであり、その幼児教育を実践する場面・言葉は「保育」である、という認識を共有しています。幼稚園、保育所の目的として、学校教育法と児童福祉法にそれぞれ掲げられている「保育」をこのように理解することで、保育内容の統合を推進し、その実現に努めます。

私たちは、まず何よりも、津山の子どもの現実から出発します。何世代にもわたって津山に住んでいる家族の子どもや最近転入してきた家族の子ども、保育所（園）に通っている子どもや幼稚園に通っている子ども、兄弟姉妹の多い子どもや少ない子ども、市街地に住んでいる子どもや農村部に住んでいる子ども等、生活条件はさまざまですが、一人ひとりの子どもの現実のなかで、その子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におかなければなりません。

私たちは、さまざまな条件において生活している子どもが、やがて大人になり社会人になっていく人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考えます。いつか人生の岐路に立ったとき、記憶のなかの風景や大切な人のかつての言葉が魂を奮い立たせてくれるように、津山の自然と人との関わりのなかで受けた幼児期の教育は、その人の心の深いところでの力となり、人生を励ます力になります。

私たちは、すべての子どもが健康な心と体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかに生きることをめざします。そのため、保育環境の整備は、保育者や子どもの人数、保育施設の数と配置、地域の状況など、あらゆる人的・物的環境の検討を踏まえて行うことが重要です。

私たちは、さまざまな問題を抱えている子どもでも、すべての子どもが必要とされる幼児教育を受け、大事なことを身につけて成長していくことを願います。小学校への入学という節目までにすべての子どもが身につけておいて欲しいと願われることからの水準に関し、幼児教育の内容と方法の検討を進めます。

私たちは、子ども時代に十分に愛情をかけられ、優しい心をもつように育てられた人が、大人になってから周囲の人々に愛をもって接し、優しさを差し伸べることを知っています。幼児期の教育が生涯を通して培われる自己教育の礎となることを考えるとき、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそそがれる環境が用意される必要があります。父母その他の保護者、地域の大人そして幼児教育に携わる人々は、連携して、このような環境の創出とその維持に努めます。

出典：これからの津山市の幼児教育のあり方について（答申）（平成 21 年 3 月 30 日）

## 2 計画の基本的視点

本計画を策定するに当たり、以下の10の視点から、事業及び施策の検討や見直し・実施を行います。

### (1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

### (2) 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立した生活と男女が協力し合った家庭を営むことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全な育成のための取組を進めます。

### (3) 利用者の視点

核家族化、過疎化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の働き方や生活実態、子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。本計画の推進においては、このような多様なニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立ち、かつ総合的な取組を進めます。

### (4) 社会全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域社会を構成する様々な機関、団体との協働の下に取組を進めます。

### (5) 仕事と生活の調和実現の視点

健康で豊かな生活を送るとともに、結婚や子育てに関する希望を実現するためには、就労による経済的な自立や多様な働き方・生き方が選択できることが必要です。仕事と生活の調和実現に向け、啓発や企業（事業者）との連携の強化を図るなど、働き方の見直しに向けた取組を進めます。

## (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

これまで取り組んできた、子育て支援サービスの充実や多様な働き方・生き方を選択できる社会づくりを一層強化することに加え、「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進することで、市民一人一人が抱く結婚や妊娠、出産、育児に対する希望がかなうよう取組を進めます。

## (7) すべての子どもと家庭への支援の視点

教育、福祉、保健衛生など必要な施策によって、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと家庭を支援するという視点で取組を進めます。

## (8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域では、NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、愛育委員・栄養委員、町内会、地域活動団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と主任児童委員、ボランティア等、様々な団体や人材が活動しています。さらに、高齢者や育児経験豊かな年代など、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する方々も潜在しています。地域全体で子どもの成長を支えていくという視点の下、こうした子育て支援に関わって頂ける地域人材の養成と効果的な活用に取り組むとともに、保育園（所）・幼稚園・認定こども園といった施設の活用や児童館、図書館、公民館、学校施設等をはじめとする各種公共施設の活用を図ります。

## (9) 教育・保育や子育て支援サービスの質の視点

利用者が安心して幼児教育・保育や子育て支援サービスを利用するためには、提供量を確保するとともに、質の確保も重要です。このため、人材の確保や資質の向上を図るために、各種セミナーの開催や研修会等による継続的な教育、情報公開、事業の評価等の取組を進めます。

## (10) 地域特性の視点

本市においても、市街地と周辺地域の生活環境の相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズや実施すべき支援策も異なることがあるため、地域特性や利用者ニーズの相違を踏まえた取組を進めます。

### 3 計画上の各主体の役割

#### (1) 家庭の役割

家庭（父母その他の保護者）は、子育てについての第一義的責任を有しており、子どもが生まれ育つ基礎的な場として極めて重要な役割を担っています。また、家庭内の男女が家事や育児を分かち合うことなどによって家族の絆を強める中で、日々、子どもたちに惜しみない愛情を注ぎ、優しさや厳しさをもって接することで、健やかに、心豊かに育てていくことが求められます。

#### (2) 津山市の役割

本市は、子ども・子育て支援や次世代育成支援の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障する役割を担っています。その責務を果たすため、本計画に基づき、サービス提供事業者や関係団体、地域、国・県等と連携しながら、質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業、その他の子育て支援サービスを実施し、子どもの笑顔があふれるまちづくりを推進します。

#### (3) 地域の役割

地域は、子どもや家庭が日々生活を送る場であり、核家族化、地域のつながりの希薄化などによる家庭の子育て力の低下が懸念される中、子育て中の保護者が喜びや生きがいをもって子育てを行えるよう、地域住民が寄り添い、不安や悩みを受け止めるとともに、子どもの教育や健全育成のための活動、見守り等への参加を通じ、地域住民が助け合いながら子育てに取り組める環境づくりを進めていくことが求められます。

#### (4) サービス提供事業者と関係団体の役割

サービス提供事業者は、幼児教育・保育や子育て支援サービス等の提供主体であり、ニーズに対する受け皿の確保や、提供する教育・保育、サービスの質の確保も求められます。また、関係団体（社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）は、子育て家庭にとって身近な支援者として地域活動を行う主体であり、行政や他団体も含めた地域の子育て支援のネットワークの形成・強化、地域の人材や専門的ノウハウを生かした取組が求められます。

#### (5) 企業（事業者）の役割

企業（事業者）は、家庭の経済基盤としての役割を担っていますが、さらに、子育て中の労働者が男女を問わず仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう、職場全体の長時間労働の抑制や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務の取得を可能にするなど、積極的な雇用環境の整備に努めることが求められます。

## 4 施策の体系

本計画では、基本理念「子どもの笑顔があふれるまち」を実現するために、3つの基本目標を定めています。これらの基本目標を達成するための各種施策を、具体的かつ効果的に推進するため中目標及び基本的施策をそれぞれ決めました。

基本目標	中目標	基本的施策
1 子どもが笑顔で育つまちづくり	1 子どもの健康を確保する	1 子どもの健康の確保
		2 子どもの食育の推進
	2 子どもの「生きる力」を育む	1 幼児教育・保育の充実
		2 学校教育等の充実
		3 放課後の子どもの居場所づくり
		4 次代の親の育成
3 子どもを取り巻く有害環境への対策	5 障害のある児童への支援	
	6 特別な配慮が必要な児童への支援	
2 楽しく子育てできるまちづくり	1 母親の健康を確保する	1 妊産婦等への保健医療の充実
	2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援	1 多様な子育て支援サービスの充実
		2 ひとり親家庭等の自立支援
		3 経済的困難を抱える家庭への支援
	3 市のサービス周知や相談体制の充実	1 子育て支援に係る情報提供の充実
		2 切れ目のない包括的な相談体制の充実
		3 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策
	4 親育ちや家庭教育向上への支援	1 家庭教育への支援
3 子ども・子育てを支える地域力づくり	1 子どもの生きる力を育む地域力の向上	1 学校教育との連携
		2 地域による教育力向上
		3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組
	2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化	1 仕事と生活の調和実現に向けた取組
		2 地域による子育て家庭への支援強化
		3 安全・安心な生活環境の整備
	3 「地域力」を高めるネットワークづくり	1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化